

としと新撰みえたり、又春の閏月を春くはれる年と古今和よみ、秋にはあまりある秋とよみ、冬は冬のあまりにと古今よみ、三冬しそへばとも新撰よめり、詳にあぐるにいとまあらず、扱西土の書初で閏の事を玄るせるは歸奇於初以象閏と辭繫みえたるを始とせり、年に閏を置事は、四時の氣候をさだめ、水旱風雨の憂を推量し、寒熱温涼其時に應せしめて、正時を以て元とせり、且民時農業にかゝはりて肝要の事也、故に期三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲以授民事と尚書堯典みえたるにても三代の時より閏を置て以て時を正し、順不順の時氣を補ふ事、聖人以定置給ひし事なり、故に閏は失ふべからず、もし閏を失ふ時は、則百姓何以てか其生を安んせんや、左氏曰、閏以正時、時以作事、事以厚生、生民之道、於是乎在矣と文公みえたるにても、閏を置すして、かなはざる事玄られたり、又置閏定め大數極まりあり、いはゆる十一歲四閏、十九歲七閏是也と漢律曆、純奏曰、三年一閏天氣小備、五年再閏天氣大備と後漢みえ、三年一閏、五歲再閏也、明陰不足陽志、虎通みえ、凡閏六歲再閏、又五歲再閏、又三歲一閏、凡十九歲七閏爲一章と玉燭寶典引みえたるを以て、置閏の定め次第ある事玄られたり、又閏と閏との間月を隔事三十二月にして、一閏をうるなり、いはゆる大率三十二月則置閏と正字通陳みえ、古曆十九歲爲一章、章有七閏、三年閏九月、六年閏六月、九年閏三月、十一年閏十一月、十四年閏八月、十七年閏四月、十九年閏十二月、と上いへるは、其大率を月に配當せるなり、もし一度失閏ば、十二月螽出るに至れり、是時猶温なればなり、故に十有二年冬十有二月螽と春記せり、又康季子問於孔子曰、今周十二月、夏之十月而猶有螽何也、孔子對曰、丘聞之火伏而後蟄者畢、今火猶西流、司歷過也と家いへり、此閏を失へる事をいはれし也、草木鳥獸無心にして、自から時を玄れり、いはゆる惟有黃楊厄閏年と東坡詩いひ、黃楊木歲長一寸、閏年倒長一寸と埤いひ、俗說歲長一寸過、閏則退、今試之、但閏年不長耳と本草目いへり、梧桐可知閏月、無閏生十二葉云々、有閏則生十三葉、視葉小者則知閏何月也と通甲